平成２７年（フ）第２０９号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2081番地２神埼アパートＣ101
債務者　生島　一義
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2081番地２神埼アパートＣ101
債務者　生島由樹子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目７番77号　稲葉第一コーポ202号
債務者　齋藤　幸枝
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
千葉県野田市中根18番地の16
債務者　山崎　　博
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３１１号
千葉県野田市中根18番地の16
債務者　山崎　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３２１号
千葉県柏市篠籠田1453番地12　フラワーコーポＡ―202号
債務者　後藤　修一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３４３号
千葉県松戸市小金上総町５番地の48
債務者　赤川　亜矢（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３５５号
千葉県柏市西原６丁目６番34―203号
債務者　廣野恵美子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７４号
千葉県柏市逆井３丁目24番37号
債務者　藤井　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４００号
千葉県野田市次木190番地１
債務者　石部　雅宏
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４１２号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目６番39号（中沢グリーンコーポ102）
債務者　柴田　　祐
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４３０号
千葉県我孫子市日秀208番地　久遠苑
債務者　駒澤　惠子
法定代理人成年後見人　駒澤　園美
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６５号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目34番20号　第一塚口マンション101号
債務者　大西　　将
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６９号
兵庫県尼崎市七松町３丁目17番１―101号
債務者　住吉千鶴子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７６号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目25番８号　ヒルズ武庫之荘203号
債務者　古川　哲治
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９７号
北九州市八幡西区日吉台３丁目26番16―501号
債務者　宮田　佳奈
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１６号
北九州市八幡西区沖田２丁目17番38―103号
債務者　伊藤　ゆり
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部